地方自治法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

0	\circ	0	
) 市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)(附則第三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8) 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)(附則第二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(本則関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	目 次

$\overline{}$
傍
1/3
線
\mathcal{O}
V)
部
分
刀
は
改
لإثا
正
Ш.
部
\mathcal{N}
分

(普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲) 第百五十二条 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。 一・二 (略) 三 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものとされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずる法人(前項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、第一項第三号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、第一項第三号に規定する一般社団法人及び一般財団法人立びに株式会社とみなす。	改正案
(普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲) 第百五十二条 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。 一・二 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設	現

5 第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により 第百五十八条 2 \ 4 六 五 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 に限り、 の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合 一・二 (略) (歳入の徴収又は収納の委託 (随意契約) 債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式 その他これらに準ずるものの二分の一に相当する額以上の額の その他これらに準ずるものの四分の一に相当する額以上二分の 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、 十三項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害 寄附金 (略) 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第 貸付金の元利償還金 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、 に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及 般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの (略) 私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、そ 基本金 基本金 第百六十七条の二 2 { 4 第百五十八条 4 五. 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 に限り、 の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合 一・二 (略) 一 〈 匹 (新設) (歳入の徴収又は収納の委託 (新設) (新設) (随意契約) 十三項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害 貸付金の元利償還金 略 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第 (略) 私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる 略 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、そ 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により

団体の 限る。 業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子 第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しく 障害福祉サービス事業を行う施設、 て製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続によ るところにより普通地方公共団体の いて同じ。 り必要な費用の助成を受けている施設をいう。 という。)、 子福祉団体若しくは る手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉 は同条第二項に規定するシルバー 会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定によ 五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域 行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う事 条第七項に規定する生活介護、 者支援施設」という。 を行う施設若しくは小規模作業所 上準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共 質い入れる契約、 (昭和三十九年法律第百二十九号) 第六条第六項に規定する母 雇用の安定等に関する法律 以下この号において「障害福祉サービス事業」という。 長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定 7 「母子福 通地方 若しくはこれらに 同条第一項に規定する障害福祉サービス事業 (以下この号において「地域活動支援センタ 公共団 祉団 障害者支援施設、 これに準ずる者として総務省令で定めると [体等] 体の 同条第二十二項に (昭和四十六年法律第六十八号) 同条第十五項に規定する就労移 という。 長 準ずる者として総務省令で定め の認定を受け 人材 小規模作業所、 長の認定を受けた者におい (障害者基本法 地域活動支援センター、 センター が行う事業でその事 に規定 若しくはこれら 以下この号にお でする地 高年齢者等 (昭和四 下この 域 活 社

作業所、 とき センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材セン 活動支援センター、 則で定める手続により買い入れる契約、 り必要な費用の助成を受けている施設をいう。 普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をする する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から ない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規 でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者 百二十九号) 供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法 ターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提 年法律第六十八号) いて同じ。)において製作された物品を普通地方公共団 会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定によ 五年法律第八十四号) 限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。 行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行う 条第七項に規定する生活介護、 という。)、 支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」 者支援施設」という。 を行う施設若しくは小規模作業所 高年齢者等の 第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事 同条第一項に規定する障害福祉サービス事業 第四十一条第一項に規定するシルバー人材 障害福祉サービス事業を行う施設、 第二条第一号に規定する障害者の地 雇用の安定等に関する法律 同条第二十二項に規定する地 同条第十五項に規定する就労移 (障害者基本法 障害者支援施設、 昭 和三十九年法律 以下この号に (昭和四十六 (昭和四 小規模 団体の規 域 地 域 活 域

四 ~ 九 であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地 で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦 方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。 (略) $\frac{2}{4}$ 四 { 九 (略) (略)

 $\frac{2}{4}$ (略)

(一般競争入札の開札及び再度入札

第百六十七条の八 2 る場合であつて、 載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われ 正な執行の確保に支障がないと認めるときは、 前項の規定にかかわらず 普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適 (略) 般競争入札において、 入札者及び当該入 入札書に記

3 | • 4 | (略)

札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。

(普通財産の信託)

第百六十九条の六 地方自治法第二百三十八条の五第二項に規定す る政令で定める信託の目的は、 次に掲げるものとする。

おいて同じ。 信託された土地に建物を建設し、 かつ、当該土地 の管理又は処分を行うこと。 (その土地の定着物を含む。 又は信託された土地を造成 以下この項に

の終了後に、 前号に掲げる信託の目的により信託された土地の信託の期間 当該土地の管理又は処分を行うこと。

信託された土地の処分を行うこと。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

(新設)

第百六十七条の八

(略)

2 • 3 略

(普通財産の信託)

第百六十九条の六 地方自治法第二百三十八条の五第二項に規定す 物を含む。 又は信託された土地を造成し、 る政令で定める信託の目的は、 の管理又は処分を行うこととする。 かつ、 信託された土地に建物を建設し、 当該土地 (その土地の定着

(新設)

(新設)

(新設)





○ 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)(附則第二条関係)

(傍線
\mathcal{O}
部分
は
改
正
部八
分

(随意契約)	改正案
(随意契約) (通言本意管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は大力を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する説等者支援施設、以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十二項に規定する職害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)を行う施設者しくは小規模作業所(障害者支援施設」という。)を行う施設者しくは小規模作業所(障害者支援施設」という。)を行う施設者しくは小規模作業所(障害者支援施設」という。)を行う施設者しくは小規模作業所(障害者支援施設」という。)を行う施設者しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において「障害者基本法(要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)において製作された物品を管理規程で定める手続により関い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法教の地域では、次に掲げる場合第二項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターが高といる施設をいう。以下に掲げる場合は、次に掲げる場合第二十一条第一項に規定するシルバー人材センターから管理規程で定める手続によりでは、次に掲げる場合は、次に表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、	現

受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又 ける契約をするとき。 役務の提供を当該母子福祉団体等から管理規程で定める手続により受 を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る 使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童 定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下こ 項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で は母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六 として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を 条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者 の号において「母子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に

及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項 に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主と 子福祉団体から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。 して同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの

四 ~ 九 (略)

2 { 4

略)

2 \ 4 四 { 九 略)

- 7 -

 \bigcirc 市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)(附則第三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

			_
第百五十二条第	(略)	(地方自治法施行令の財務に開第五十条 地方自治法施行令の財務に開第五十条 地方自治法施行令の財務に開発(第一項第一号を除く。)、条(第一項第一号を除く。)、 等百六十八条の二から第百六十条の七までの規定は、合併特例区のまで、第百七十条の二、の七まで、第百七十条の二、から第百六十八条の七まで、第百六十八条の七までの規定は、合併特例区のまでの規定は、合併特例区のまでの規定は、合併特例区のまでの規定は、合併特例区のまでの規定は、合併特例区のまでの規定は、合併特例区のまでの規定は、合併特例区のまでの規定は、合併特例区のまでの規定は、合併特例区のまでの規定は、合併特例区のまでの規定は、合併特例区のまでの規定は、合併特例区のまでの規定は、会所をいる。	
条第三項	(略)	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	
いて準用する地方自治法する法律第四十七条にお市町村の合併の特例に関	(略)	出版。 は、一次の財務に関する規定の準用) に地方自治法施行令の財務に関する規定の準用) (地方自治法施行令の財務に関する規定の準用) (地方自治法施行令の財務に関する規定の準用) (地方自治法施行令の財務に関する規定の準用) (地方自治法施行令の財務に関する規定の準用) (地方自治法施行令の財務に関する規定の準用) (地方自治法施行令の財務に関する規定の準用) を(第一項第一号を除く。)、第百五十四条から第百五十人条まで、第百五十九条、第百六十条の二、第百七十条の十七まで、第百六十九条の一まで、第百七十条の二、第百七十条の一葉での規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合においたの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合においたの規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合においたの地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の地方の規定を除く。)中「普通なの上間に関げる字句は、それぞれて、第百十二条の上間に関げる字句は、それぞれて、第百十二条の上間に関げる字句は、それぞれて、第百十二条の上間に関ける字句は、それぞれて、第百十二条の上間に関ける字句は、それぞれて、第百十二条の上間に関ける字句は、またいのは、ま	NJJ)
び第四項 一項、第三項及 第百五十二条第	(略)	(地方自治法施行 第五十条 地方自治 三条、第百四十二 三条、第百四十二 三条、第百四十二 第百六十八条の上 第百六十八条の上 第百六十八条の上 をび第二項前段、 大での規定は、全 までの規定は、全 までの規定は、全 までの規定は、全 までの規定は、全 までの規定は、全 までの規定は、全 までの規定は、全	
条第三項	(略)	現場の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	11.
いて準用する地方自治法する法律第四十七条にお市町村の合併の特例に関	(略)	行 行 (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注)	Ī

		2 (略)			2 (略)	~
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第二百二十一条第三項			第二百二十一条第三項			